



学校や保育園でのケガには
特別医療費受給資格証
(青色の証) を使用せず受診を

Q: なぜ使用してはいけないの？

鳥取県小児特別医療費助成制度は、子どもたちが医療を受けやすい環境を提供できるよう、鳥取県と各市町村が共同で実施している制度です。

このため、他に活用可能な助成制度を優先して適用しなければ、本来国全体で支えるべき負担まで、鳥取県の皆さんだけで支えることになってしまいます。

その中でも、学校や保育園の管理下での災害（負傷・疾病等）は、保護者の皆さまも保険料を負担している独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」による給付が行われますので、まずは、こちらの制度が利用できるかどうかを学校や保育園の先生にご確認していただきますようお願いします。

Q: どういった手続きになるの？

まずは、学校・保育園の先生に相談を

相談できない場合は、右のフローチャートをご確認ください。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる場合、自己負担額と見舞金として医療費の1割が追加で給付されます。

特別医療費助成制度を使ってしまった場合は、至急、下記問い合わせ先にご相談ください。

(原則、支払い直しの手続きを行っていただきます。)

医療機関受診の際に
「学校・保育園でのケガ」と伝える

医療機関で自己負担額を支払う
(2割・3割部分)

医療機関からの書類を
学校・保育園に提出する

学校・保育園の指示により
災害共済給付制度または市役所に申請

Q: 学校の管理下って？

授業中・保育中

各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

課外指導中

部活動など（県外の大会なども含む）

休憩時間・放課後

始業前、業間休み、昼休み、放課後
（下校後、帰宅後に学校に遊びに来た場合は除く）

通学中・通園中

登校（登園）中、下校（降園）中



※一般的なケガの一例です

給付制度の対象となるか学校・保育園
の先生にご相談ください

Q: 医療費が1万円の場合いくら返ってくるの？

災害共済給付制度の対象になる場合

学校・保育園で手続き

保険給付 7割	自己負担金※ 3割	+	見舞金 1割
7,000円	3,000円		1,000円
災害共済給付 4,000円			

※未就学児は自己負担金が2割となります

災害共済給付制度の対象にならなかった場合

市役所で手続き

保険給付 7割	自己負担金※ 3割
7,000円	3,000円
特別医療費助成 3,000円	

※未就学児は自己負担金が2割となります

申請に必要なもの

特別医療費受給資格証
領収書
本人確認書類
口座番号がわかるもの（初回申請・口座変更時のみ）



◀詳細は
こちら

